福島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

福島労働局長　島浦　幸夫

第４号中「１時間818円」を「１時間834円」に改める。

福島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県自動車小売業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

福島労働局長　島浦　幸夫

第４号中「１時間815円」を「１時間831円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

千葉労働局長　塚本　勝利

第４号中「１時間880円」を「１時間900円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

石川労働局長　小奈　健男

第４号中「１時間811円」を「１時間820円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。

福井労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

福井労働局長　早木　武夫

第４号中「１時間806円」を「１時間820円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月24日から効力を生ずる。

長野労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

長野労働局長　石田　茂雄

第４号中「１時間800円」を「１時間817円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

香川労働局長　辻　　知之

第４号中「１時間822円」を「１時間841円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月15日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

福岡労働局長　野澤　英児

第４号中「１時間857円」を「１時間881円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

福岡労働局長　野澤　英児

第４号中「１時間880円」を「１時間902円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

福岡労働局長　野澤　英児

第４号中「１時間824円」を「１時間846円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

福岡労働局長　野澤　英児

第４号中「１時間870円」を「１時間892円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月９日

福岡労働局長　野澤　英児

第４号中「１時間903円」を「１時間927円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月10日から効力を生ずる。

裁判所関係

平成 29 年度検察官特別考試合格者

平成29年度検察官特別考試の合格者を次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 17 日

検察官・公証人特別任用等審査会長

渡邉　一弘

合格者氏名

今瀧　　明